

小売業出店調整に関する一考案

— 日本の大店法とフランスのロワイエ法の比較において —

A Comparative Study of Japanese and French Retail Store Law

Restricting the opening of big stores

堀 歌子

目 次

1. まえがき
2. 大店法とロワイエ法
3. 大型店規制法運用について
4. あとがき

1. まえがき

大店法とは「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」という呼称が示すように1950年代以降の日本小売市場に出現したスーパー・マーケット等大規模小売業の出店に関わる法律である。この法律の目的は第一条に以下のように示されている。

「この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小

売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、
もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする。」

この目的のもとに大店法は面積が 500m²を超える店舗の新設については面積に応じて通産大臣あるいは都道府県知事への届出を義務付けている。この届出によって商業活動調整協議会による審議がなされこの審議に基づいて通産大臣あるいは都道府県知事が最終的に決定を下す。

大型店の出店については日本のみではなくフランス、イタリア、イギリス、スイス等も何等かの規制を行っている。たとえば日本は届出制、フランス、イギリスは認可制⁽¹⁾をとり、また法の目的が日本やフランスは「消費者利益の保護」、「中小小売業の事業機会の適正な確保」、「小売業近代化」を骨子としているのに対してイギリス、スイス等は環境保護にその中心をおいているなどの違いはある。⁽²⁾

本稿では日本の大店法とフランスの商業・手工業基本法通称ロワイエ法（以下ロワイエ法と記す）とを比較し、小売業近代化について考察したい。

2. 大店法とロワイエ法

昭和40年代の日本において大型店の出店がさまざまな紛争を惹起したことは今更述べるまでもないが、この大型店紛争が「経済紛争から政治紛争に完全に変質してしまった」⁽³⁾との指摘もなされている。同時期フランスにおいても同様の紛争が激化していた。そして我が国においては昭和48年10月1日付、法第109「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」通称大店法が制定され昭和49年3月1日付で施行の運びとなり、他方フランスでは昭和48年即ち1973年12月27日付で法第73-1193「商業・手工業基本法 (Loi n° 73-1193 d'orientation du commerce et de l'artisanat)」通称ロワイエ法が議会で承認されている。

以下、大店法とロワイエ法の目的および大型店出店規制について、両法の条文を併記し比較を試みる。

i 大店法とロワイエ法の目的

大店法第一条

この法律は、消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資することを目的とする。

ロワイエ法第一条

企業を経営する自由と意志は商業および手工業の活動の基本をなす。これら活動は、明瞭かつ公正なる市場競争のなかで遂行されねばならない。

商業および手工業は、その提供するサービスおよび製品の価格と質によって消費者需要を充足せしめることを以てその本分とする。商業および手工業は生活の質の向上、市町村の活性化、国民経済の競争力の増強に寄与するものでなければならない。

政府・地方自治体等は、新しい流通形態の無秩序なる増大により、小企業が崩壊し、商業諸設備が無用に帰するなどの事態を回避しつつ、あらゆる形態の商企業・手工業企業のすべてが、一独立企業による単独形態であれ、合同形態であれ、また統合形態等いかなる企業形態のものであっても、それぞれの繁栄を可能ならしむるよう監督せねばならない。

これら条文を要約すると以下のようになろう。

大店法第一条

1. 消費者利益の保護
2. 中小小売業の事業活動機会の確保
3. 小売業の国民経済進展への寄与

ロワイエ法第一条

1. 公正な競争市場の維持
2. 消費者利益の保護
3. 地域活性化ならびに国民経済の競争力の増強
4. 中小商業・手工業擁護

いずれも消費者利益の保護の見地に立って中小売業の事業活動機会の確保を図り、小売業が近代化によって体質を強化し国民経済の進展に寄与するものとなるよう指導することを目的としている。

ii 大型店出店に関する条文

ここでは第一に大型店出店についての届出等に関する条文をもとに大店法とロワイエ法第三編との比較を試みる。

① [大規模小売店舗に関する公示等]

大 店 法

第三条①

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が 500平方メートルを超えるものの新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより当該建物となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又はさ

ロワイエ法

第二十九条

建築許可の申請が必要な場合にはその認可に先立って、県商業都市計画委員会に許可申請を行わなければならない。また、建築許可の申請が不要な場合でも、その建築作業開始に先立って同委員会への許可申請は行わなければならない。

1. 新規開設の小売業店舗の場合、

せるための建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を営むための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物内の店舗面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル。以下「特別境界面積」という。)以上である場合にあって通商産業大臣に、その他の場合にあってはその建物の所在地を管轄する都道府県知事(以下この条及び次条において単に「都道府県知事」という。)に届け出なければならない。ただし、当該新設をする者が2人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出をすることができる。

(②以下省略)

床面積が全体で3,000平方メートル、あるいは売場面積が1,500平方メートルを超過するもの、但、人口40,000人以下の地域においては上記面積はそれぞれ2,000平方メートル、1,000平方メートルとする。

2. 前項の規定に達する面積をすでに有する店舗が、店舗拡張あるいは商業施設の売場面積の拡大を行う場合、また店舗拡張あるいは売場面積拡大計画の実現によって前項に規定する面積に達する、あるいは超過することになる店舗、当該計画が200平方メートルを超す場合。
3. 既存の建築物を小売業施設に改造する場合は、床面積あるいは売場面積が第一項に規定する面積と同じあるいは超過する場合。

以上のように出店届出対象となる面積が日本では 500平方メートルを超えるものとなっているのに対して、フランスは面積に関わりなく申請を行わねばならないという相違がみられる。また活動開始に当たっては大店法第七条では都道府県大規模小売店舗審議会、いわゆる大店審の賛成を得るまでとし、ロワイエ法は 200平方メートルを超えるものに対しては後出の第三十二条にみると県商業都市計画委員会の許可がおりるまでは着工できないとなっている。

同様にセルフサービス店舗の分類についても日本の場合大型総合スーパー第一種大規模小売店舗は1,500平方メートル以上、第二種大規模小売店舗は500平方メートル以上1,500平方メートル未満、コンビニエンス・ストアは50平方メートル以上 500平方メートル未満であるのに対してフランスはハイパーマーケット2,500平方メートル以上、スーパーマーケット400平方メートル以上2,500平方メートル未満、スペレット120平方メートル以上400平方メートル未満などの相違もある。

② [大規模小売店舗における小売業の営業開始等の制限]

大 店 法

第四条

大規模小売店舗においては、その大規模小売店舗について第三条第二項又は第三項の公示がされた日から7月を経過した後でなければ、当該大規模店舗における店舗面積を増加してはならない。

第五条

第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、第一種大規模

ロワイエ法

第三十二条

県商業都市計画委員会は第二十九条の定めに従い、許可申請に対し、各申請の出願日から数えて 3 カ月以内決定を下さねばならない。また、この決定は第二十八条の規定に従ってなされねばならない。⁽⁴⁾

上記期間を経過したときは当該申請は許可されたものとみなされる。各委員は決定が下される日の少なくとも 1 カ月前には出願がなされたこ

小売店舗又は第二種大規模小売店舗ごとに、その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の5月前までに、次の事項を当該第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗につき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事（以下単に「通商産業大臣または都道府県知事」という。）に届け出なければならない。

1. 氏名又は名称及び住所並に法人にあっては代表者の氏名
2. 第一種大規模小売店舗又は第二種小売店舗の所在地
3. 開店日
4. 店舗面積

とを知っていなければならない。

県委員会の決定に関しては、知事の申立、委員の $\frac{1}{3}$ による申立、あるいは申請者の申立によって、通達あるいは調定等の日から2ヵ月以内に商業・手工業大臣に対する不服申立を行うことができる。商業・手工業大臣は、第三十三条に示す商業都市計画国家委員会の意向を受けて3ヵ月以内に決定を下す。

不服申立期間内あるいは不服申立の場合、商業・手工業大臣の決定前には建設許可をおろすこと、および、着工することはできない。

大店法およびロワイエ法の規定による公示または申請から許可、却下の決定にいたるまでに要する日数および手続を要約すると以下のようになる。

店舗開設および店舗面積の増加に要する期間

大店法

ロワイエ法

行政指導段階

〔事前商調協〕

事前説明指導

届出者又は第一種大規模小売店舗に各テナントとして入居する予定の小売業者に対して、届出前に出店予定地の市町村等へ出店計画の内容について説明

期間 不特定

なし

第三条

通商産業大臣又は都道府県
知事に届出

第三十二条

県商業都市計画委員会調停
出願日から3ヶ月以内

3

カ月

第四条

公示・届出日から7ヶ月まで
は営業または店舗面積増はできな
い

7

ヶ月

第七条

① 中小小売業の事業活動に相
当程度の影響を及ぼすおそれ
があるとき

2

カ月

月

開店日繰り下げ或は店舗面
積削減

- 届出受理日から 4 カ月以内
(3) 必要調査 勧告期限を 4 カ
月延長

3 カ
月
商業・手工業大臣裁定
不服申立日から 3 カ月以内

第八条

- ① (前略) 審議会の意見を聴いて、その届出を受理した日から 5 月以内に限り、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る開店日を繰り下げ、又は店舗面積を削減すべきことを命ずることができる。

期間経過後当該申請は認可されたものとみなされる。

〔第32条〕

不服申立

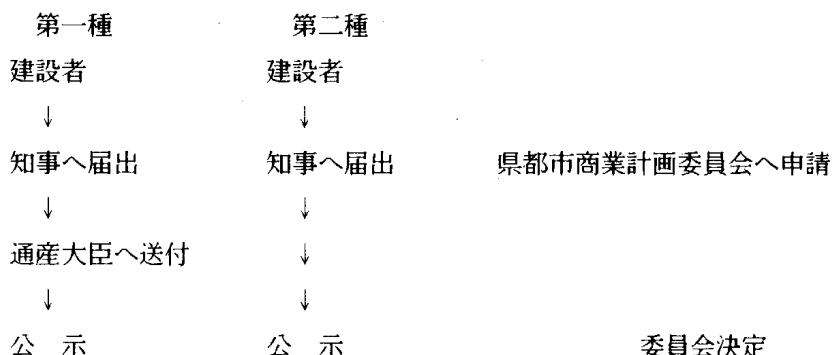
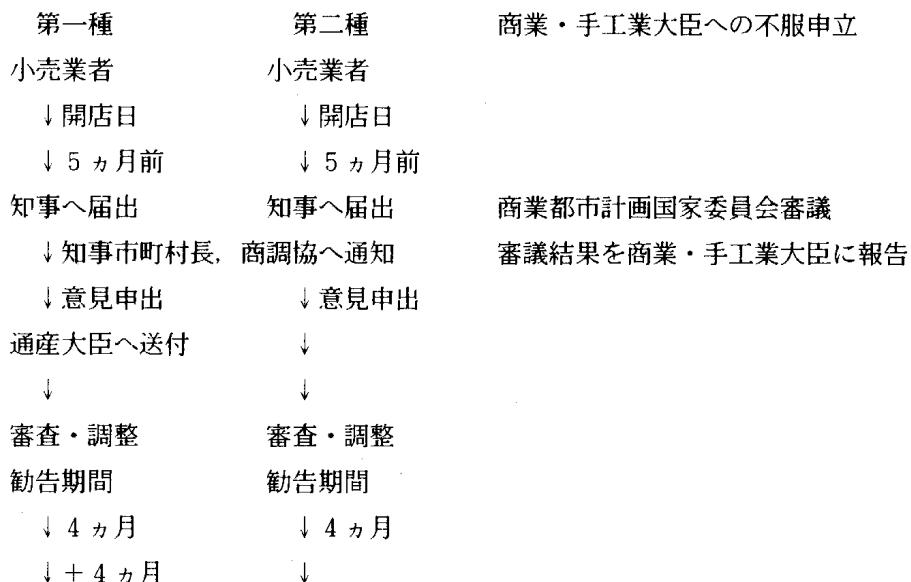
第十七条

第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む)当又は第十四条の規定による名声についての審議請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁定又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対して相当な期間をおいて予告をし、相当な期間を経て公開による聴聞を行った後にしなければならない。

大店法手続ロワイエ法手続事前段階

事前説明

通商産業局長 出店計画予定地の
市町村長に出店計画の内容について
説明を行うよう指導を依頼：市町村
長の意見及び商工会議所、商工会の
長の意見聴取 なし

第一段階第二段階

開店・営業開始または出店中止

手続の上から大店法とロワイエ法をみると前者は第一種(店舗面積1,500m²以上、指定都市の区域内においては3,000m²以上)、第二種(店舗面積500m²以上1,500以下、指定都市3,000m²以下)に分かれ第一種の場合は届出を受けた知事

が市町村長、商調協へ通知し、意見、申出を受け、これを通産大臣へ送付し審査・調整の後決定をくだし、第二種の場合は通産大臣への送付が省略される。後者では新店舗開設、売場面積拡大の場合面積に関わりなくすべて県商業都市計画委員会への申請が必要となっており、同委員会が決定権をもっているという違いがある。

申請から決定までの期限は大店法の場合は営業開始まで（4ヵ月の審査勧告期限を含む）最低7ヵ月、ただし審査勧告期限は4ヵ月の延長が認められている。また決定に対する不服申立がなされた場合は公開による聴聞が行われる。この公開聴聞の期限は相当な期間となっている。一方ロワイエ法では県商業都市計画委員会は申請を受理してから3ヵ月以内に決定を下すことになっており、この期間に決定が下されなければこの申請は認可されたものとみなされる。また決定に異議、不服がある場合は県商業都市計画委員会決定日から2ヵ月以内に商業・手工業大臣に申立を行い、不服申立を受けた商業・手工業大臣は申立受理から3ヵ月以内に決定を下すことになっている。

申請から認可または却下までの必要日数は大店法においては最低7ヵ月、ロワイエ法においては3ヵ月、不服申立のあった場合前者は相当な期間という公開聴聞を狭むため限度はないことになり、後者は8ヵ月ということになる。

しかしながら大店法とロワイエ法のもっとも大きな相違は事前説明を一方は法の枠外におき一方は法の枠内においているところにあると考えられる。大店法ではこれは行政指導の範疇に入り通商産業省産業政策局長から各通商産業局長に対して大規模店舗の新設を希望する者には「届出前に出店予定地の市町村等へ出店計画の内容について説明を行うよう指導されたい」と依頼しており期限は設定していないのに対して、ロワイエ法では第29条で県商業都市計画委員会への申請を義務付け第32条で委員会の審議期間を限定している。つまり事前説明と第三条以下の規定を第29条と第32条に盛り込んでいることである。

この事前説明については地元商店街への事前説明と商調協への事前説明（以下事前商調協と記す）が長期に亘ることはこれまで多くの批判を浴びてきたところであるが、平成2年2月24日通産省は大店法の運用を4月1日をめどに緩

和する方針を発表しており、これによると事前説明期間および事前商調協をそれぞれ原則6ヵ月以内ないし8ヵ月と限定することとなっている。これによって「出店表明から開店までの出店手続きを最長25ヵ月程度に短縮したい考え」である。またこの緩和方針では事前説明、事前商調協とも「出店計画の明確化が目的」であるとして必ずしも合意を必要としないことにしておるとともに、期間を区切ることで出店のスピードアップを図っていると平成2年2月25日付『読売新聞』は報じ次のようにまとめている。

通産省の通達による大店法のおもな運用緩和

項目	現 在	緩 和 内 容
事前説明	期限、方法とも規定なし。案件によりまちまち	原則6ヵ月。通産局、都道府県、市町村、商工会議所の4者協議により8ヵ月まで延長可。説明対象、説明事項の明確化
事前商調協	規定なし。8ヵ月メド。現実には長期化	原則期間8ヵ月
増 床	届け出が必要	店舗面積の10%または50平方㍍以下の増床は届け出不要
閉店時刻 の届け出 不要基準	午後6時	午後7時
休日日数 の届け出 不要基準	月4回以上	年間44回以上

出典：平成2年2月25日付『読売新聞』

大型店の出店については大店法もロワイエ法も関連業界、消費者、行政の三者からなる委員会に審議を委ねている。

[審議機関の構成]

商業活動調整協議会規則による

商業活動調査協議会	12名以上21人以下
商業者委員	2～4名
消費者委員	2～4名
学識経験者委員	2～4名
出店地区会議所等	上と同数

大店法第7条及び15条による

政令で定める審議会又は都道府県

大規模小売店舗審議会条例で定める

審議会は概ね以下のようである

消費者代表	1名
学識経験者代表	3名
金融機関代表	1名

大型店出店についての審議機関の構成については大店法は相当部分を規則、政令、条例等に委ね、ロワイエ法は条文で規定するなど幾分の相違はあるものの大店法では商調協は意見具申にとどまり都道府県大規模小売店舗審議会（以下大店審とよぶ）に結審権があるのに対してロワイエ法では県商業都市計画委員会が結審権をもち商業都市計画国家委員会は商業・手工業大臣への意見具申に止どまる等ほぼ同様と言えよう。また委員会の構成では大店法は業界代表、消費者代表等直接関係者のほかに客観的立場にある学識経験者の意見を尊重し、ロワイエ法では市町村長また国会議員等、政府や行政機関の意見を尊重しているなどの違いはある。

ロワイエ法第30条による

県商業都市計画委員会	20名
市町村長を含む地区選出委員	9名
商業・手工業代表委員	9名
消費者代表委員	2名

ロワイエ法第33条による

商業都市計画国家委員会

地方選出代議士：	9名
国民議会議員	7名
上院委員	2名
商業・手工業代表	9名
消費者代表	2名

3. 大型店規制法運用について

大店法の改正の必要については色々述べられている模様であるが撤廃の主張

はあまりみあたらない。これは日本という風土にとってこの法が必要であり有益であることを示すものであろう。同様にロワイエ法についてもその運用に関する批判はあるが撤廃の主張⁽⁵⁾は多くない。ここでは大店法及びロワイエ法に対する批判の比較を試みる。

大店法について最も多い批判は今回の通産省の緩和方針にもみられる出店表明から出店にいたるまでに要する時間の問題であった。地元商店街への事前説明と商業活動調整協議会への事前説明に時日がかかりすぎることであり、ロワイエ法ではこの法の規則にも拘わらず大型店舗数が予想以上の伸びを示し、小零細個人商店数が減少し続けていることに対する批判がある。小規模店舗の減少傾向に対して消費者同盟はロワイエ法が小規模小売業者に対して過剰な保護政策をとったためこれらの人々の経営意欲をそぐことになったとしてこの法律の撤廃を提唱していた。⁽⁶⁾また総理大臣の諮問機関である経済・社会審議会は60平方米未満の小売店の減少が著しいことを認めている。

ロワイエ法についてはこのほかに手続書類作成の煩雑さが中小個人商店の経営改善意欲をそぐという批判、⁽⁷⁾また不服申立に対する商業・手工業大臣の裁定にも曖昧な点があること等についての批判もでている。⁽⁸⁾

第一の申請手続書類の作成は店舗改築等のために売場を増床するときの届出にも摘要されている。この届出の書類の作成はかなり厄介なので小売業者のなかにはこの繁雑な手続きを代行してもらうためにもボランタリーチェーン、フランチャイズチェーンをはじめとする商業者組織に加盟するものも多く、小売業者の組織参加促進という意味ではロワイエ法は大いに効果を発揮したといえるが、経営の優れて良好な個人商店がロワイエ法の届出等の手続きのために商業者団体に加盟するということは必ずしも効果的とはいえず、経営が良好なばかりに以前からの加盟者を刺激することになり、却って嫌がらせをされたり邪魔をされるなど逆効果を生んでいるという指摘もある。

このように国内ではさまざまな批判を呼ぶロワイエ法であるが、対外的にはフランスはロワイエ法を守り抜く考えの模様である。昨年商業学会北海道部会の有志による日仏流通比較研究会が発足し、10月末にパリへ視察に赴き、国立

統計研究所（INSEE），商業・手工業省，パリ商科大学（ESCP），パリ大学，商工会議所連合会商業研究所（CECOD）を訪れる機会を得た。この際の各ヒアリングでは行政，大学，業界の三者は昨今の国際化，また目前に迫った欧州統合を前に，ロワイエ法の存続を守る意向を示していた。⁽⁹⁾

日本的小売市場は現在160万店，フランスは50万店から成り立っている。これを人口と比較してみると日本は1億2千万人，フランスは5,500万人であるから日本の方が店舗密度は高いが，19世紀以来都市に集合住宅が根付いたフランスと地震に対する危惧から一戸建て住宅を主流としてきた日本との住宅構造の違いを考えれば日仏ともに小規模店が多いことがうかがわれる。大型店のシェアは1977年現在，イギリス57.8%，アメリカ51.4%という数字にくらべて1979年でも日本27.9%，フランス31.1%と低い。⁽¹⁰⁾これら数値は日本とフランスにはイギリス，アメリカとは異なる消費者の購買行動パターンが存在するものと考えなければならないであろう。消費者購買行動は都市構造，住宅構造，人口構造を重要な背景としているからである。

フランスの場合，消費者利益の視点から近隣商店の重要性を指摘する声が高い。昨年のパリにおけるヒアリングでは行政（商業・手工業省）も業界（CECOD）もロワイエ法を小売業政策の基本とする姿勢を示していた。特に外国小売企業のフランス市場参入に対して問題はないかとの当方の質問に対して，

「我が国の小売市場には他国企業に対する参入障壁は全くない。」

ただし，参入企業がロワイエ法を遵守するかぎりにおいて。」

という答えが返ってきていた。また商業・手工業省では対応にでた担当官は

「ロワイエ法はフランス商業政策の柱であり，今後もこの法の重要性には変わりはなく，また現在時点では改正は一部社会保障（第二編）関連で部分的改正案はでているものの，大幅な改正はありえない。まして撤廃などということはありえない。」

と付け加えていた。

ロワイエ法に関するこのようなフランスの財界および行政の姿勢は，近隣型小零細小売業の存在なくしては消費者需要の充足は不可能という見解を示して

いると言えよう。すでに65歳以上人口が13%に達しているフランスでは乗用車普及率が75%に達しているといえ、郊外立地の大型店やショッピング・センター等を利用出来る人々の数はかなり限定されよう。消費者全体の需要に応ずるためににはそこに何からの調整が求められるのは我が国も同様である。

4. あとがき

大店法とロワイエ法を条文に沿って比較を試みた。時期的には偶然日米経済構造協議の論題のなかで日本の大店法が問題視されその存在が危ぶまれている時にあたっていた。この二つの法はいずれも大型店の出店に関して、消費者利益の保護に配慮し、小売業各業態の事業活動機会を確保し、小売業の正常な発達を図ることによって国民経済の進展に寄与することを目的とし、手続等においても共通する点が多くみられる。

スーパーマーケットと呼ばれる今日型の最寄品扱いの小売業態は1930年、世界的大恐慌下、マイケル・カレンが提唱しニューヨークで実施した革新的販売方法であり、1954年にはすでに全米食料品業界の売上高の約半分、また1970年には75.4%を占めるに至った業態である。⁽¹¹⁾

米国におけるスーパーマーケットのシェアはスーパーマーケットがこの国に適した小売業態であることを示すものである。しかし、日本においてもフランスにおいても大型店のシェアは米国ほどの伸びはない。これは国にはそれぞれの特性があり、いかに国際化が進もうとも現時点では各国の状態が一国の思惑通りにはいかないことを示していると言えよう。

昨今我が国の大店法が日米構造協議の場で問題視されているが、この時期、フランスにおいてはロワイエ法の強化方針が出されている。今年3月の閣議およびその後の記者会見で、フランソワ・ドゥバン商業・手工業相は小零細小売業擁護の観点から今後ロワイエ法の強化を図り大型店の出店をより規制するとの見解を表明している。⁽¹²⁾ しかしながら現今の国際的競争社会においては小売業もまた国際競争に晒されるのは避けられないところであり、国際的競争力を維持するためには個々の小売業がより以上に近代化を図り力を蓄える必要が

あることは夙に指摘されているところである。⁽¹³⁾

小売業は消費者にとって最も身近にある流通機関である。小売業の業態は個々の消費者の購買行動を反映するものでなければならない。もちろん所得、年齢、家族構成、職業等生活構造による消費者購買行動の集約化、地域性による集約化、国民性による集約化は可能である。しかし現代社会の階段においては世界全体の集約化は未だ不可能であろう。ましてや一巨大国の大慣習が世界各国に共通するなどはありえないところである。ここにおいて我が国と類似する小売の市場構造をもつ国が小売業近代化に対してどのような政策を以て対応しているかを検討することは我が国にとっても有益と考えるものである。

注 (1) 田島義博「主要国における中小小売商業政策と価格競争

—— フランスの場合（その1）——

『ビジネス レビュー』, Vol. 26 No.1 Jun. 1978, 14~15頁

一橋大学産業経済研究所編集, 千倉書房発行

(2) 田村正紀『日本型流通システム』, 昭和62年, 千倉書房, 87~100頁

(3) 田村正紀『大型店問題 — 大型店紛争と中小小売商業近代化 —』

昭和57年, 千倉書房, 55頁

(4) ロワイエ法第二十八条

県商業都市計画委員会は、第二十九条の規定に則って提出された許可申請につき裁定を下す。

同委員会は本法第一、第三、第四条の定める基本に従って、当該商業施設また手工業施設の規模および、県ならびに隣接地域の商業施設の発展、都市部ならびに農村部の中・長期的活動基本方針、および異なる商業形態間の望ましい均衡等を考慮にいれて裁定を行わなければならない。

(5) U.F.C., Que choisir? oct. 1983, p. 51, fev. 1985, p. 32

U.F.C. 消費者同盟は1980年代前半、ロワイエ法は中小零細小売業者の経営改善意欲をそぐものであると批判し、この法の撤廃を提唱していた。

経営・社会審議会報告書も様々な問題点を指摘してはいるが、基本的にはロワイエ法は商業・手工業基本法として存続すべきものと把えており、消費者同盟も最近はロワイエ法批判は掲載していない。

(6) U. F. C., Que choisir? fev. 1985, pp. 28~32

この号では消費者同盟は県商業都市計画委員会、商業都市計画国家委員会での審議状況の描写を行いロワイエ法の運用について報告している。

(7) 経済・社会審議会 (Conseil économique et social) は1987年1月13日付ロワイエ法運用状況報告書のなかでロワイエ法の運用について、たとえば大型店出店許可についての意見が県商業委員会と商業・手工業大臣とでかなりの格差がみられること、申請手続きの煩雑さ、とくに書類作成の難しさが商店主の人達の経営改善意欲をそぐ結果を生んでいるなどをはじめ幾つかの問題点を指摘している。

(8) 経済・社会審議会、前掲書、20頁

同審議会は退任時期が近づくと商業・手工業大臣がかなり急いで開店許可をおろす傾向がありこれがロワイエ法の適正な運用に障害を来ていると指摘している。

(9) 1989年10月27日から11月2日に至るパリにおけるヒアリング

1989年10月27日：パリ商科大学 (ESCP)

Armand Dayan教授

Marc Depuis教授

Lionel Dahan教授

Elisabeth Tissier-Desbordes教授

10月30日：国立統計経済研究所 (INSEE)

所長 Jean-Claude Milleron氏

人口・社会統計部長 Claude Seibel氏

商業・流通統計課長 Picard氏

同課長補佐 Armand氏

総合経済研究部長 Philippe L' Hardy氏

世帯生活状況課長 Alain Trognon氏
 国際部秘書課長 Gaston Banderier氏
 パリ第一大学 Louis Levy-Garboua教授

10月31日：フランス商工会議所連合会商業流通研究所（CECOD）
 所長 Michel Tauvel氏
 部長 Patrick Bougrat氏
 統計・研究課長 Marie Roux氏
 総務担当 Bernadette Chollet-Sniter氏

11月2日：商業・手工業省

国内商業手工業課主席事務官 Barreau氏

- (10) 田村正紀『日本型流通システム』，40頁
- (11) 佐藤肇『流通産業革命』，有斐閣選書，昭和46年，123頁
- (12) Le Figaro, 15／3／1990
Les Echos, 16／3／1990
- (13) 佐藤肇『日本の流通機構』，有斐閣大学双書，昭和49年，181頁

参考文献

- 佐藤肇『流通産業革命 — 近代商業百年に学ぶ — 』有斐閣選書，昭和46年
- 佐藤肇『日本の流通機構』有斐閣大学双書，昭和49年
- 田村正紀『現代の流通システムと消費者行動』日本経済新聞社，昭和55年
- 田村正紀『大型店問題』千倉書房，昭和57年
- 田村正紀『日本型流通システム』千倉書房，昭和62年
- 岡村明達／片桐誠士／保田芳昭編『現代日本の流通政策』大月書店，昭和63年
- 通商産業調査会『大規模小売店舗法規集』昭和59年
- 通商産業調査会『大規模小売店舗法の解説』
- 通商産業省産業政策局・中小企業庁『80年代の流通産業ビジョン』昭和59年
- 通商産業省商政課『90年代の流通ビジョン』平成元年

CASA, Gerard, *La Defense du Consommateur*, Presses universitaires de France,
1975

HELPFER, J. P. & ORSONI, J., *Marketing*, Vuibert, 1987

KRIER, H. & JALLAIS, J., *Le Commerce Interieur*, Presses universitaires de
France, 1985

Etude presentee par la Section des Activites Productives de la
Recherche et de Technologie sur le rapport de M. Jean REGIMBEAU, le 13
janvier 1987

Loi d'Orientation du Commerce et de l'Artisanat (Titre III - Chapitre II)
Les equipements commerciaux et l'urbanisme commercial.

(Question dont le Conseil economique et social a ete saisi par lettre
du Premier ministre en date 23 juillet 1986)

[商業・手工業基本法施行状況に関する1986年7月23日付総理大臣書簡に対する
1987年1月13日付経済・社会審議会回答書]

N°370 Senet Seconde Session ordinare du 1988~1989

Annexe au proces-verbal de la seance du 7 juin 1989

*Projet de Loi relatif au developpement des entreprise
commerciales et artisanales et a l'amelioration de leur
environnement economoque, juridique et social*

[商業・手工業企業を取り巻く経済、司法、社会環境改善に会する法案]